

入札のお知らせ

秋田商業高等学校に飲料水等の自動販売機を設置し、運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

平成31年2月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田商業高等学校自動販売機設置場所貸付
(2) 貸付場所、 台数等	別紙「秋田商業高校自動販売機設置一覧表」のとおり
(3) 貸付期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで (3年間)
(4) 入札参加 要件	① 法人にあっては、秋田市内に本社、支店又は営業所等を有し、個人にあっては、秋田市内で営業している者であること。 ② 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に市、国（特殊法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ③ 市税に滞納がある者ではないこと。 ④ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
(5) 入札参加申込み	
受付期間	平成31年2月20日（水）から平成31年2月28日（木）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日を除き、最終日の2月28日は正午まで。）

受付場所	秋田市新屋勝平台1番1号 秋田商業高等学校事務室
(6) 指名（非指名）通知	平成31年3月5日（火）までにFAXで通知（予定）
(7) 入札	
日時	平成31年3月12日（火）午前10時
会場	秋田市新屋勝平台1番1号 秋田商業高等学校会議室
入札保証金	免除（秋田市財務規則第109条第1項第2号による）
(8) 契約日	平成31年3月15日（金）予定

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 法人にあっては、法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあっては、住民票の写し（発行後3か月以内のもの。）

(エ) 過去2年間の業務実績がわかるもの。（契約書、使用許可書等の写しを添付）

(オ) 完納証明書（秋田市役所市民税課で発行したもので3か月以内のもの。写し可）

イ 様式については、秋田商業高等学校ホームページから入手してください。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

(2) 指名および非通知指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その場合は非指名通知により、その旨を通知します。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 入札書に記載する入札金額は、貸付場所における1年間の金額を記載してください。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載してください。

（消費税および地方消費税の加算にあたっては、平成31年4月1日から平成31年9月30日までの分は、100分の8に相当する額を加算し、平成31年10月1日から平成34年3月31日までの分は、100分の10に相当する額を加算します。）

ウ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札者を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

エ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する場合は、委任状を入札時に提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は参加申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田商業高等学校事務室 電話823-4308